

伴走支援型経営改善おうえん資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ります。

融 資 対 象 と な る 方	<p>◆ 京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を理由に、セーフティネット保証4号、5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る）又は危機関連保証の市町村長の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した方</p> <p>《中小企業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎ 個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※ 京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の遅延の場合は、この限りでない。</p>
資 金 使 途 融 資 期 間 等	<p>◆ 運転資金、設備資金 10年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、5年以内の据置可></p> <p><融資期間が1年以内の場合に限り、一括返済可></p>
融 資 利 率 及 び 信 用 保 証 料 率	<p>◆ 融資利率：年1. 1%（固定金利）</p> <p>◆ 保証料率：年0. 2%</p> <p>※ 国の保証料補助実施後</p> <p>※ 条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>
融 資 限 度 額	<p>◆ 4, 000万円（セーフティネット保証枠、危機関連保証枠いずれかの枠を使用）</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>◆ 保証協会の信用保証が必要</p> <p>原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要。代表者についても一定要件（①法人・個人分離、②資産超過であること）を満たせば不要</p>
受 付 機 関	<p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫</p>
実 施 期 間	<p>◆ 令和3年4月1日～令和4年3月31日保証申込受付分</p>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。